

使用収益開始の状況及び保留地の処分方針について

■使用収益開始状況調書

(1) 仮換地指定時の状況

仮換地指定時（平成 25 年 8 月 27 日）の仮換地全体の画地数、権利者数、仮換地指定地積は表 1 のとおりです。

表 1 仮換地指定時の状況

	画地数 (画地)	権利者数 (人)	仮換地指定地積 (㎡)
仮換地指定時 (平成25年8月27日)	320	218	74,010.02

(2) 使用収益開始の状況

表 2 使用収益開始状況（令和 8 年 1 月末日現在）

	画地数 (画地)	権利者数 (人)	使用収益開始地積 (㎡)	使用収益開始率 (%)
① 前回審議会までの使用収益開始の宅地 (第48回審議会 令和7年6月4日現在)	107	72	24,720.56	33.40%
② 今回の使用収益開始の宅地 (令和7年6月1日～令和8年1月末日時点)	4	2	1,145.68	1.55%
③ 小計 (①+②)	111	74	25,866.24	34.95%

<表 2 内訳>

- ① 前回審議会（第 48 回審議会）までに使用収益開始した宅地
- ② 前回審議会の報告以降新たに使用収益開始した宅地（「使用収益開始箇所図」赤色箇所）
地区東側：4 箇所
- ③ 令和 8 年 1 月末日までに使用収益開始した宅地の累計

※第 49 回審議会は、使用収益開始に係る議題の報告なし。

■保留地の処分方針について

- ・保留地（15 街区 22 画地）の処分方法について、別紙のとおりご報告いたします。

保留地処分について(15街区22画地)

保留地(15街区22画地)の処分方法について、説明します。

1 対象保留地の概要

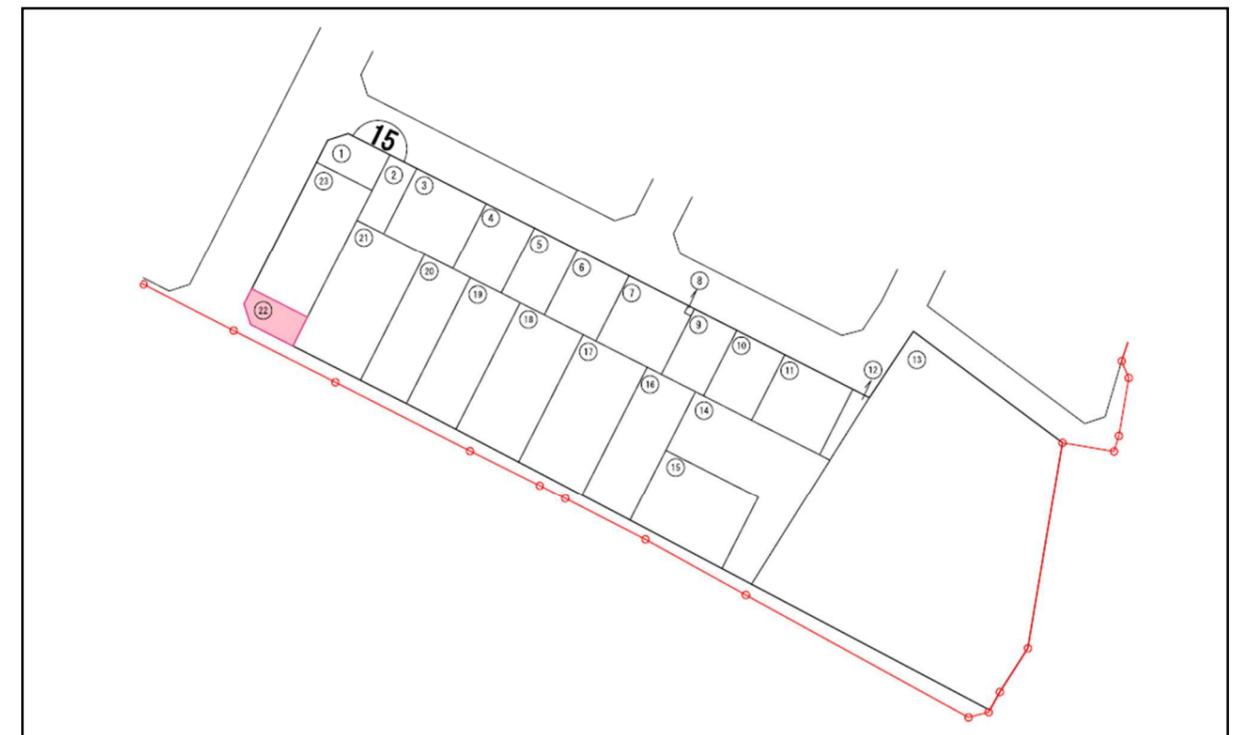
◆対象保留地 15街区22画地 36㎡ 位置図参照

2 保留地の処分方法

- ◆施行規程第7条第2項第3号および、保留地処分に関する規則第24条第2項の規定に基づき、随意契約により処分を行う。
- ◆随契の相手先は、隣接仮換地の権利者とし、複数の権利者と契約する場合は、保留地を分割する。

3 今後の予定

◆令和9年度もしくは令和10年度 保留地処分(予定)



和光市駅北口土地区画整理事業施行規程

第7条 法第96条第2項の規定により定めた保留地は、公開抽選により処分するものとする。ただし、施行者が必要と認めたときは、指名競争入札又は一般競争入札（以下「入札」という。）により処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、随意契約により処分することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するとき。
- (2) 抽選による場合において応募者がいないとき若しくは当選者が契約を締結しないとき、又は入札に付した場合において入札者若しくは落札者がいないとき若しくは落札者が契約を締結しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施行者が必要と認めたとき。

和光市駅北口土地区画整理事業保留地処分に関する規則

第24条

2 施行規程第7条第2項第3号に規定する施行者が必要と認めたときは、施行者が保留地の位置、地積、形状その他の特別な事情を勘案し、抽選又は入札に付することが適当でないと認めるときとする。